

## Hiroshima NOW

11

やさしい日本語 No. 19

2023

にほん さい せいねん おとな  
日本では 18歳から成年<大人>です。

しょうひしゃ き  
「消費者トラブル」に 気をつけてください

しゅん しせい がつ にちごう  
「ひろしま市民と市政」10月1日号 (P2)

にほん さい せいねん おとな さい  
日本では 18歳から成年<大人>です。18歳になると あなたが自分で 契約をすることができま  
す。あなたの親の 許可や 同意<親が 契約をしてもいいと 言うこと>は いりません。18歳は  
にほん ほう しま もと せいねん さい ひと  
日本の法りつで 守られる未成年<17歳までの 人>では なくなります。だから 契約をするとき  
あなた が 契約の内容や 契約をしていいか、よくないかを ただしく 知っておかなくてはいけま  
せん。

こうこく じょうほう ほんとう か  
インターネットの広告や 情報には 本当のことより よいことが 書いてあったり、うそのこと  
が 書いてあったりすることがあります。こういう まちがった情報を信じて 契約をしてしまうこ  
とを 「消費者トラブル」といいます。とくに わかい人は つぎの 消費者トラブルに あうこと  
が多いです。気をつけてください。

- 美容や 健康についての 商品や サービス
- かんたんに お金を かせぐことができるという アルバイトや 投資のはなし など

しょうひしゃ  
👉 消費者トラブルに あわないために つぎの 3つの ポイントがあります

1. その契約は あなたに ひつような 契約ですか？契約をする前に 契約の内容を しっかり  
かくにんしてください。
2. かんたんに お金を かせぐことができるという話を すぐ信じてはいけません。また、あなた  
のお金を たくさん出すように 言われたら はっきりと ことわってください。
3. あなたは借りましたお金を 返すことができますか？借金<お金を 借りる>や クレジット契約  
<商品や サービスのお金を あとから払う>をする前に よく考えてください。

しょうひしゃ  
👉 消費者トラブルや 困ったことが あったとき つぎのところへ 相談してください

しょうひせいかつ なかくもとまち ひろしま かい  
消費生活センター (中区基町6-27 アクア広島センター街8階)

じかん ごぜん じ ごご じ  
時間：午前10時から 午後7時まで

やす かようび がつ にち がつみっか  
休み：火曜日、12月29日から 1月3日まで

でんわばんごう  
電話番号：082-225-3300

メール：shouhi@city.hiroshima.lg.jp

※相談は 消費生活センターの窓口、電話、メールなどで することができます。

しょうひせいかつ まどぐち ほんやく つか くに  
消費生活センターの窓口では 翻訳システムを使って 12の国のことばで 相談することが  
できます。(電話と メールでの相談は 日本語だけです。)

と  
問い合わせ：消費生活センター Tel. 082-225-3300